

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

燕市国民健康保険税条例（平成18年燕市条例第63号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年3月1日提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7.30」を「6.70」に改める。

第5条中「2万3,600円」を「2万1,800円」に改める。

第6条第1号中「23,000円」を「21,400円」に改め、同条第2号中「11,500円」を「10,700円」に改め、同条第3号中「17,250円」を「16,050円」に改める。

第7条中「2.20」を「2.40」に改める。

第9条中「1万4,000円」を「1万5,500円」に改める。

第16条第1号ア中「16,520円」を「15,260円」に改め、同号イ(ア)中「16,100円」を「14,980円」に改め、同号イ(イ)中「8,050円」を「7,490円」に改め、同号イ(ウ)中「12,075円」を「11,235円」に改め、同号オ中「9,800円」を「10,850円」に改め、同条第2号ア中「11,800円」を「10,900円」に改め、同号イ(ア)中「11,500円」を「10,700円」に改め、同号イ(イ)中「5,750円」を「5,350円」に改め、同号イ(ウ)中「8,625円」を「8,025円」に改め、同号オ中「7,000円」を「7,750円」に改め、同条第3号ア中「4,720円」を「4,360円」に改め、同号イ(ア)中「4,600円」を「4,280円」に改め、同号イ(イ)中「2,300円」を「2,140円」に改め、同号イ(ウ)中「3,450円」を「3,210円」に改め、同号オ中「2,800円」を「3,100円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度

以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。